

災害ボランティアにかかる岐阜県の取組みについて

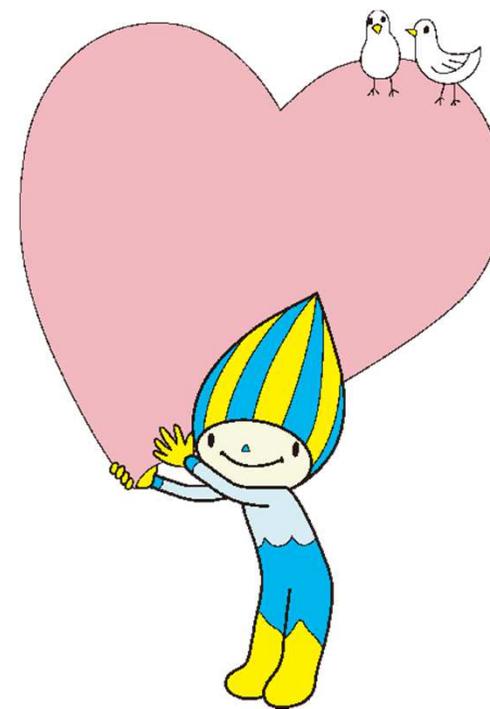
令和3年9月11日
岐阜県健康福祉部地域福祉課

<本日の内容>

- 1 岐阜県災害ボランティア連絡調整会議について
- 2 県の取り組みについて
- 3 災害発生時の支援について



1 岐阜県災害ボランティア連絡調整会議について



「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」の設置

<経緯・目的>

- ・大規模災害発生時に、速やかに災害ボランティア受入に係る総合調整を担う災害ボランティア連絡調整会議を県が設置

<構成団体>

- ・14機関（県、県社協、ぎふNPOセンター、ぎふ防災・減災センターなど）

<設置基準>

- ・岐阜県災害対策本部が設置され、市町村社協災害ボランティアセンターが設置されることとなった場合 など

<活動内容>

- ・災害ボランティアセンターの運営支援、各団体との情報共有
- ・必要な人的資源、資機材等の調整、対応すべき課題等の相談 など

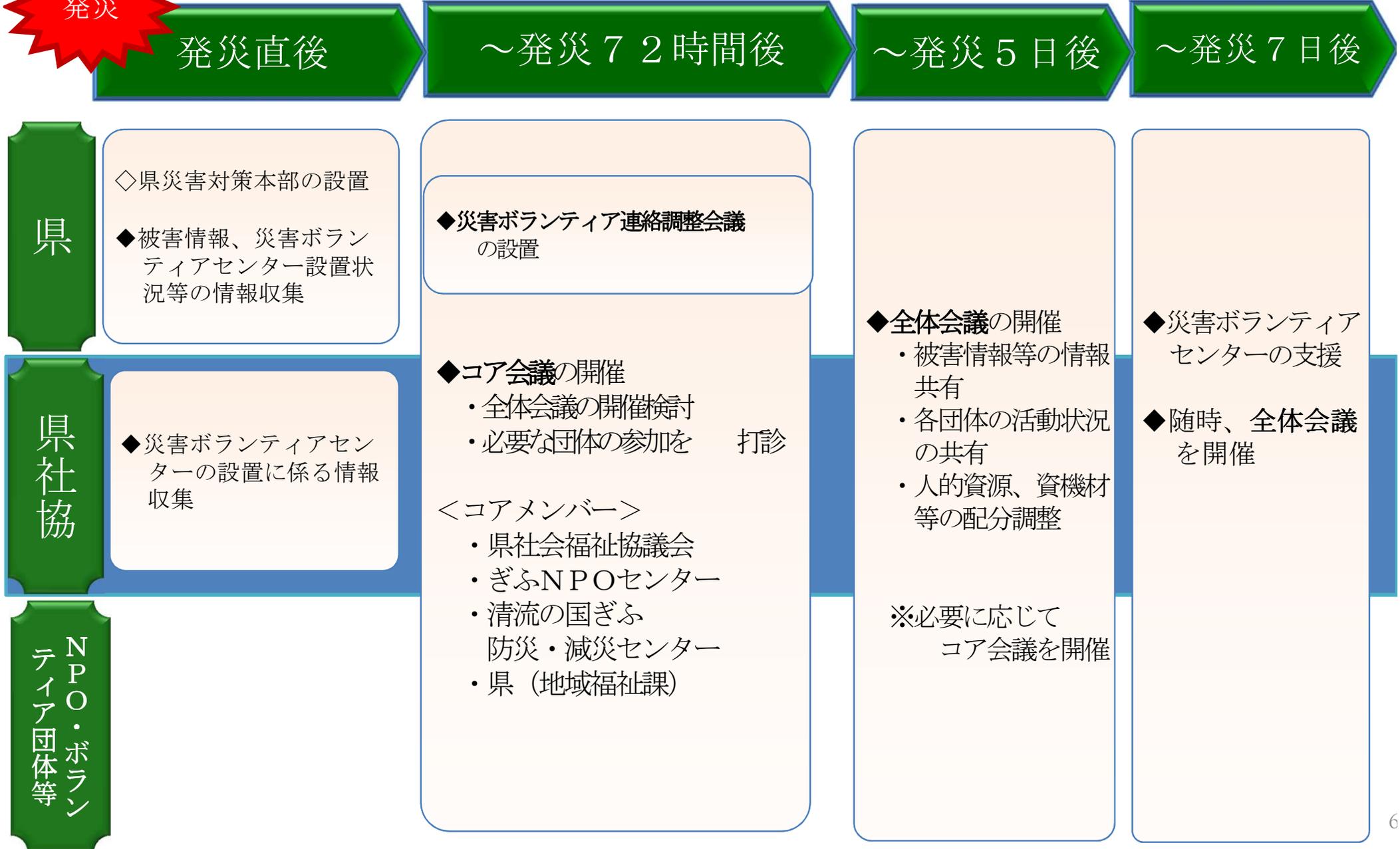
<平時の活動>

- ・【災害ボランティア連絡会の開催】
各団体との連携強化、情報交換【顔の見える関係づくり】
- ・訓練、研修会、意見交換会の開催 など

岐阜県災害ボランティア連絡調整会議構成員

団体名	期待する役割	コア会議
社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会	・災害救援本部の設置	○
特定非営利活動法人ぎふNPOセンター	・NPO、NGO等への連絡調整、状況共有、協力依頼	○
清流の国ぎふ防災・減災センター	・防災・災害対応に関する助言 ・専門家・地域防災人材への協力呼びかけ	○
日本赤十字社岐阜県支部	・赤十字奉仕団設置（全市町村）炊き出し、募金、救助物資の整理等	
公益財団法人岐阜県国際交流センター	・市町村や市町村国際交流協会が行う被災外国人対応を言語面で支援する「岐阜県災害時多言語支援センター」の設置 ・災害時語学ボランティアの派遣調整	
全岐阜県生活協同組合連合会	・炊出し、サロン活動 ・学生向け災害ボランティアの募集	
日本防災士会岐阜県支部	・災害ボランティアセンターの運営支援	
公益社団法人日本青年会議所（JC） 東海地区岐阜ブロック協議会	・資機材提供、ボランティア依頼	
社会福祉法人岐阜県共同募金会	・義援金の受付 ・経費負担（災害ボランティアセンター）	
日本労働組合総連合会（連合）岐阜県連合会	・災害ボランティアセンターの運営支援	
被災市町村（福祉・防災・県民生活担当課）	・災害対策本部の設置 ・被害情報等の情報共有 ・行政サービスとの仕分け	
被災市町村社会福祉協議会	・災害ボランティアセンターの設置	
岐阜県地域福祉課	・事務局（連絡調整会議への召集等）	
岐阜県防災課	・災害対策全般 ・被害情報等の情報共有	
岐阜県県民生活課	・NPO関係	
内閣府防災担当	・広域調整、情報提供	

発災当初の基本的な流れ（地震を想定）



令和2年7月豪雨災害での対応状況

<発災直後の対応>

- ・ 7月8日（水）、関係団体（コア会議メンバー）による会議を開催 県内の気象・被害情報等の共有やボランティアセンター設置の動き、コロナ禍におけるボランティア受入対応について協議
- ・ 7月9日（木）、関係団体（コア会議メンバー）による会議を開催 ボランティアセンター設置の動き等について共有するとともに、被害規模の大きい下呂市の現地調査を実施

<岐阜県災害ボランティア連絡調整会議>

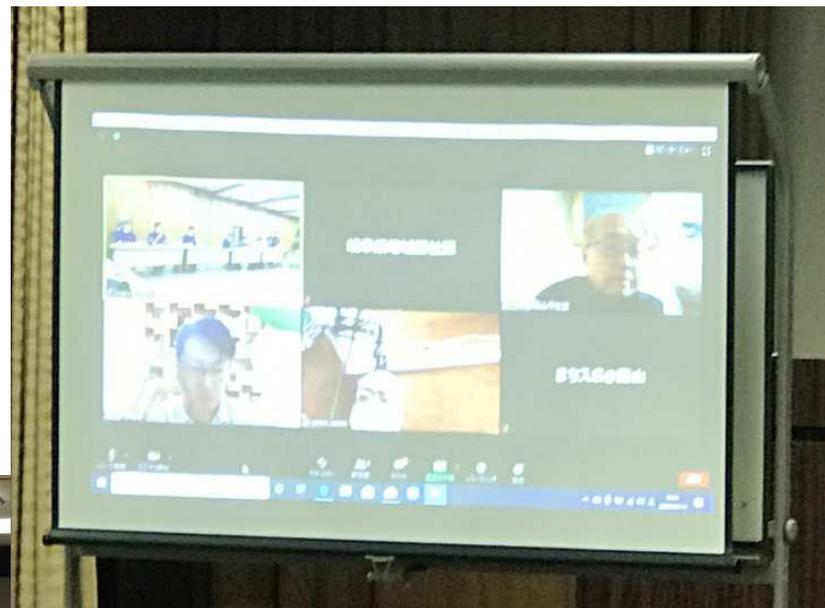
- ・ 7月11日（土）、岐阜県社会福祉協議会より、高山市社会福祉協議会が 「高山市災害ボランティア支援センター」を設置する旨の連絡を受け、 『岐阜県災害ボランティア連絡調整会議』を設置
- ・ 7月12日（日）、岐阜県災害ボランティア連絡調整会議【コア会議】を開催し、全体会議の開催等について検討
- ・ 7月13日（月）、岐阜県災害ボランティア連絡調整会議【全体会議】を開催し、被災市町のコロナ禍におけるボランティアの受入準備が整っているかの確認や、受付での人員、スコープ等の資機材の確保の状況などを確認。
- ・ 8月3日、高山市災害ボランティア支援センターが閉鎖され、平時の体制に移行したことに伴い、「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」を閉鎖。

令和2年7月豪雨災害での対応状況

令和2年7月13日（月）

「岐阜県災害ボランティア連絡調整
会議【全体会議】」を初めて開催。

※被災市の社会福祉協議会にタオルを
提供するなどの調整が行われた。



↑被災地の関係者等は、
オンラインにより参加

【全体会議の様子】

「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議」設置訓練の様子

令和2年8月30日（日）

「岐阜県災害ボランティア連絡調整会議設置訓練」を昨年に引き続き実施。

※県総合防災訓練と連携して実施し、被災地（想定）の本巣市・本巣市社協も本訓練に参加

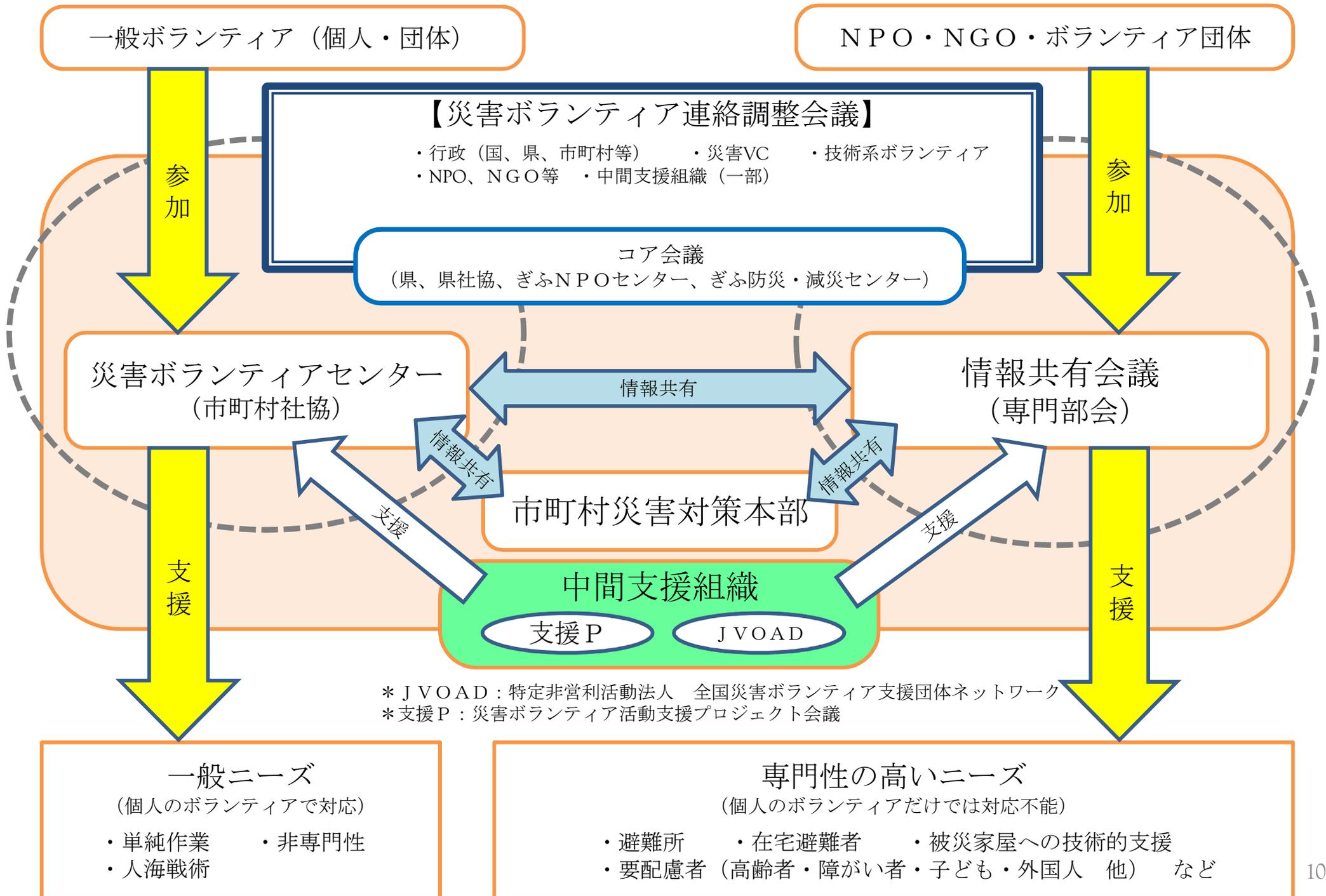


↑ コロナ禍での開催を想定しオンラインで実施

※フリーソフト（Zoom）を活用

災害時におけるボランティア活動スキーム(受援イメージ)

<災害規模や被害状況、被災地のニーズ等に応じて、柔軟に対応することとする>



* JVOAD : 特定非営利活動法人 全国災害ボランティア支援団体ネットワーク
* 支援P : 災害ボランティア活動支援プロジェクト会議

2 県の取り組みについて



県の取り組み <継続事業>

- **災害ボランティア支援職員スキルアップ研修の開催**
行政・社会福祉協議会・ボランティア団体の職員に対し、災害ボランティア受入に必要な知識の習得などを含む研修を開催。（年2回程度）
- **市町村・社会福祉協議会・NPO団体等との意見交換会**
各圏域で市町村・社会福祉協議会・NPO団体等との意見交換会を開催
- **岐阜県災害ボランティアコーディネーターの配置**
各市町村におけるNPO、市町村社会福祉協議会、行政の三者連携を強化
- **災害ボランティア連絡会の開催**
県災害ボランティア連絡調整会議の開催に向け、平時から構成団体間の連携強化及び情報交換を実施。
- **岐阜県災害ボランティア連絡調整会議設置訓練の実施**
県災害対策本部設置訓練に併せて、県災害ボランティア連絡調整会議の設置訓練を実施

県災害ボランティア支援職員スキルアップ研修

コロナ禍における災害ボランティアセンターの運営に関する研修や、
県災害ボランティアコーディネーター向けの研修を開催
(県社会福祉協議会主催)

- 第1回 令和2年6月11日(木)、17日(水)

災害ボランティアに係る三者連携等をテーマとして実施。(岐阜市、関市)

行政、社協、NPO職員など計111名が参加。(オンライン参加含む)

- ① 三者連携の必要性について
- ② 県の災害ボランティアに係る取組み
- ③ 県災害ボランティアコーディネーターについて
- ④ 新型コロナウイルス禍における災害ボランティアセンター及び災害ボランティア・NPOの対応



【研修の様子（関会場）】

- 第2回 令和2年10月12日（月）

コロナ禍における災害ボランティア受入をテーマに、感染症対策などを説明。行政、社協、NPO職員など計116名が参加。（オンライン参加含む）

- ① 新型コロナウイルス禍における災害ボランティア受入方針
- ② 災害ボランティア受入のための感染症対策について
- ③ 令和2年7月豪雨における県内の災害ボランティアについて
- ④ 令和2年7月豪雨における全国の災害ボランティアについて



【村上特任教授による講義】

- 県災害ボランティアコーディネーター研修 令和3年2月17日（水）、19日（金）

災害発生時の情報共有会議やコア会議の運営に向けて、長野県における東日本台風の事例等を紹介

県災害ボランティアコーディネーター、行政、社協、NPO職員など計37名が参加。

（オンライン実施）

- ① 多様な支援主体との連携

～令和元年東日本台風による長野県の取り組みから～

- ② 令和元年東日本台風における長野県情報共有会議・コア会議の実際

「岐阜県災害ボランティアコーディネーター」の設置

県社会福祉協議会に「岐阜県災害ボランティアコーディネーター」設置(R2～)

- <平時>
- ・市町村の連絡調整会議の設置に向けた指導・助言
 - ・市町村の災害ボランティアに関する実地訓練への参加・指導
 - ・市町村の災害ボランティアに関する研修への参加・指導
- <災害時>
- ・情報共有会議（主にNPO・ボランティア団体が参加）への参加
 - ・市町村の連絡調整会議への参加
 - ・被災者、住民、地域ニーズ等の把握
 - ・支援活動の調整（被災者ニーズのマッチング等）
 - ・復旧・復興に向けた支援策の提言

◆岐阜県災害ボランティアコーディネーター

【総括コーディネーター】

栗田 暢之 氏 (JVOAD 代表理事)

肥田 浩 氏 (OPEN JAPAN 副代表)

【コーディネーター】

野尻 智周 氏 (ぎふNPOセンター 事務局長)

籠橋 文子 氏 (ぎふNPOセンター コーディネーター)

北村 隆幸 氏 (せき・まちづくりNPOふうめらん 代表理事)

五十嵐 浩子 氏 (まちづくりスポット コーディネーター)



「市町村と市町村社協等との意見交換会」の開催（5圏域）

<目的>

- ・平時からの「顔の見える関係づくり」を行うため、災害ボランティアにかかる連絡調整(三者連携)会議の設置状況等について意見交換を行う。

<開催日時等>※オンライン開催

令和3年3月1日（月） 岐阜圏域、飛騨圏域
令和3年3月3日（水） 西濃圏域、東濃圏域
令和3年3月5日（金） 中濃圏域

<主な意見・対応>

- 災害時には、通常業務に加え避難所や義援金の対応など業務が増え、どこまで対応できるかわからない
⇒ **NPOなどのボランティア団体に協力していただける体制が必要**
- 連絡調整(三者連携)会議設置の必要性は感じているが、NPOなどの関係団体とどのように連携したら良いかわからない
⇒ **連絡調整会議を設置したうえで、災害時を想定し関係団体との役割分担などを予め検討しておくことが必要**
NPOとの連携に関することは、お近くのNPO支援センターへ相談

「新型コロナウイルス禍における災害ボランティア受入方針」

令和2年7月豪雨災害の検証結果を踏まえ、感染症及び災害ボランティアの専門家に意見を伺いながら、市町村社会福祉協議会による災害ボランティアの受け入れに必要な感染症対策について整理した「新型コロナウイルス禍における災害ボランティア受入方針」を策定。（R2.9.4）

【受入方針の概要】

- ・ 募集及び受付時に行う感染症対策
- ・ 災害ボランティアセンターにおける健康状態の確認と感染症対策の徹底
- ・ 災害ボランティア活動時の感染症対策（ボランティアへの配布用）
- ・ チェックシート（ボランティアの記入用）

令和3年6月10日追記：災害ボランティアの募集は「事前登録制」とする。

「水害発生時の災害ボランティア活動の手引き」

県社会福祉協議会や有識者と協議し、水害発生時における被災した家屋復旧に向けた一般的な手順の中で、ボランティア活動の留意事項を示した「水害発生時の災害ボランティア活動の手引き」を作成。（R2. 12. 24）

【手引きの概要】

- ・ 災害ボランティアの心得
- ・ 災害ボランティア活動の手引き（作業内容及び留意すべき点）
 - （1）災害ボランティア活動で望ましい服装と装備
 - （2）災害ボランティアセンターへの連絡
 - （3）安全の確保
 - （4）手順
 - ①被災状況の確認・記録、②復旧までの手順の整理、
 - ③家財（家具・家電等）の搬出、④床板・壁はがし、
 - ⑤床下の泥出し・清掃、⑥カビ落とし、消毒、乾燥、
 - ⑦片付け及び清掃、⑧家財の搬入
- ・ チェックリスト

災害ボランティアの心得



災害ボランティア活動は、支援を求める被災者のニーズと支援者の熱い思いによって成り立っています。

作業の一つ一つを被災者である家屋の所有者に十分確認するなど、コミュニケーションを取りながら被災者の気持ちに寄り添って、活動を行いましょう。



何気ない言葉や行動が、被災者の心を傷つけてしまうことがあります。泥水などで汚れてしまったものでも、被災者にとっては大切なものかもしれません。割れた壁などが散乱した家屋内に土足で入る際には一言断るなど、被災者への配慮を忘れないようにしましょう。

被災家屋内や周辺で記念撮影したり、写真や個人情報をSNSに投稿しないようにしましょう。



社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会
岐阜県ボランティア・市民活動支援センター

住所 〒500-8385 岐阜市下奈良 2丁目 2番 1号

TEL 058-274-2940 HP <https://www.winc.or.jp/>

手引きの詳細版は



こちらからQRコードをDLできます

このリーフレットは、岐阜県の「岐阜県生活困窮者救済事業支援事業費補助金」を活用し、作成しています。
協力：特定非営利活動法人 ぽんぽんNPOセンター 発行：令和3年3月

水害発生時の 災害ボランティア活動の 手引き

概要版



- この手引きは、被災した家屋復旧に向けた一般的な手順の中で、ボランティア活動の留意事項を示したものです。
- 対応が困難で判断に迷う場合は、無理に進めずに、災害ボランティアセンターに相談してください。
※詳しくは、岐阜県が作成した「水害発生時の災害ボランティア活動の手引き」をご覧ください。



岐阜県社会福祉協議会

Step 1

被災状況の確認・記録

- 被災者には、罹災証明書や保険金の請求等のために、住宅の浸水位置など被害の様子がわかる写真を撮る必要があることをお伝えください。
- また、家屋が一度でも浸水したら、床下に泥が入り込んでいないか、床上浸水だった場合は、壁や天井も含めて被災者に確認していただきましょう。
- 必要に応じて、床下、壁、天井の状況や復旧までの手順等を建築業者など専門の方に確認していただくよう被災者にお伝えください。



Step 2

復旧までの手順の整理

- 被災者が復旧までの手順を整理していることを確認してください。
- 活動は、被災者に依頼内容を確認してから開始してください。



Step 3

家財(家具・家電等)の搬出

- 家屋内での活動を行うため、被災者の意向を確認しながら、家財の搬出を行います。
- 家財や家屋に傷をつけないよう注意してください。
- 家財を廃棄する場合には、自治体の分別方法を被災者に確認してから廃棄場所(仮置き場を含む)に運んでください。

水害発生時の

知っておきたい!

災害ボランティア活動

8つのステップ

Step 7

片付け及び掃除

- 窓拭き、外壁洗い、庭掃除など被災者の意向に基づき、活動を行ってください。

Step 8

家財の搬入

- 家財や家屋に傷をつけないよう注意のうえ活動を行ってください。

Step 6

カビ落とし、消毒、乾燥

- 泥出しや清掃が終わってから、カビ落としや消毒を行ったうえで、乾燥を行います。
- 被災者から、カビ落としなどを依頼された場合は、専門家の指示を受けたのかどうかを確認のうえ、受けている場合は被災者の意向に従って活動を行ってください。

Step 5

床下の泥出し清掃

- 床下に水や泥などが入っていた場合、これを除去します。まず水を除去してから泥を取り除いてください。
- 床下が暗く、非常に狭い中で活動の場合は、災害ボランティアセンターの指示に従ってください。

Step 4

床板・壁はがし

- 床下の泥出しや壁内部の浸水に対応するため、床板・壁はがしが必要となる場合があります。
- 被災者から床板や壁はがしを依頼された場合は、専門的な技術や知識が必要となり、安全管理も他の作業と比べ多くのことが求められる場合があるため、建築業者など専門の方に対応を相談するようお願いください。
- 浸水した床や壁を放置すると、カビなどが発生し、悪臭のもとになるため注意するよう、被災者にお伝えください。特に水を含んだ断熱材がある場合は、早めの撤去が必要です。

県の取り組み <令和3年度新規事業>

○ 災害ボランティア事前登録システムの構築 (県社協補助事業)

被災市町村の社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの受付時における待ち時間の短縮、必要事項の登録や受付時間の設定等が事前に可能となるシステムを構築

○ 災害時専門ボランティアコーディネーターの養成 (県社協補助事業)

専門的な技術や知識のある専門ボランティア (NPO等) をコーディネートできる人材の育成研修を行うとともに、NPOやボランティア団体等を対象とした平時の情報共有会議を開催し、災害時に専門ボランティア間で情報共有できる関係を構築する。

・ コーディネートに必要となるスキルを習得する研修 (県社協)

①集合研修...県外から講師を招いて実施 (年2回)

②体験型研修...県外の被災地を調査

・ 災害時の専門ボランティアの受入体制を強化 (ぎふNPOセンター)

①平時の「情報共有会議」 (5圏域)

②災害支援ボランティアフォーラム (年1回)

災害ボランティア事前登録システム（イメージ）

県社協

- ・ 事前登録システムの開発・管理

災害発生

- ・ 各市町村社協の災害ボランティアセンターに事前登録システム（募集フォーム）を提供

【主な仕様】

- ・ 災害時に被災市町村社協で運用
- ・ 参加者がフォームに従い、簡単に入力可能
- ・ 参加日時ごとに募集人数を設定、上限に達したら、受付を自動で締め切り
- ・ 登録者の情報はエクセルで自動で一覧化

市町村社協

- ・ 市町村社協ホームページで申込方法や募集人数等を告知、募集フォームを掲載（リンク貼付）

【登録する項目】

- ①活動を希望する日時
- ②氏名 ③住所 ④年齢、
- ⑤携帯電話番号 ⑥メールアドレス
- ⑦移動手段 ⑧保険の加入の有無
- ⑨健康確認
(発熱や頭痛などの症状、基礎疾患や海外渡航歴がないこと)、
- ⑩その他（自由記載）

ボランティア

- ・ 市町村社協ホームページで募集情報を確認、募集フォームに活動日時、氏名・連絡先・健康状態等を入力し登録
(募集人数の上限に達したら自動で締め切り)

【想定する連絡内容】

- ・ 大雨警報等の発令や、新型コロナウイルス感染症が発生した場合などに活動中止を連絡
- ・ 事前に登録されているため、確実に電子メールや電話で連絡可能

災害ボランティアセンター

- ・ 登録情報を受信、事前受付の完了
- ・ 参加者名簿の自動作成

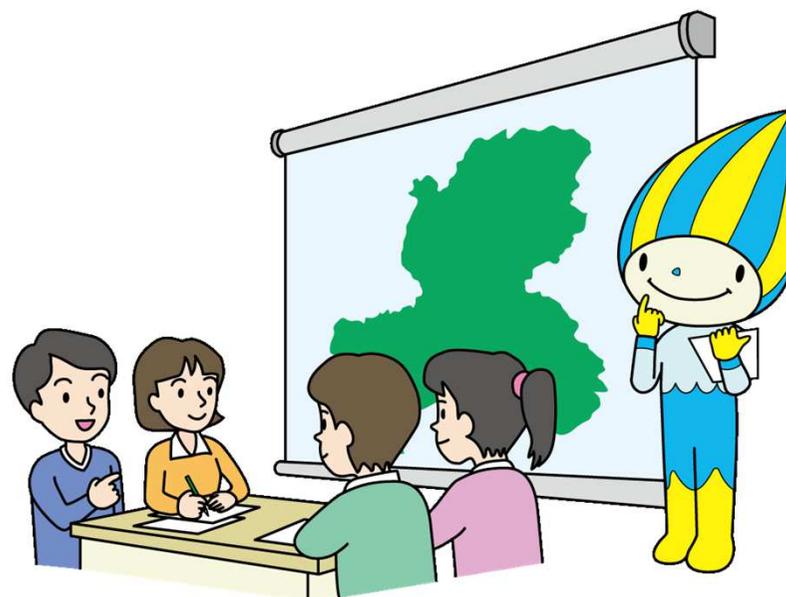
- ・ (必要により) 電子メールで警報発令等による活動中止等の連絡事項の配信

【受付時の効果】

- ・ 募集人数を設定し、時差を設けて受け付け
- ・ 事前登録のため、当日、氏名等の記入は不要であり、受付場所での混雑(密)の緩和や待ち時間の短縮が可能

- ・ 名簿で当日受付・検温などの健康チェック
- ・ オリエンテーション後、活動場所へ移動

3 災害発生時の支援について



三者連携の構築に向けて

国の「防災基本計画」 ～NPO、ボランティア団体等との連携関連

防災ボランティア活動の環境整備 (第2編第1章第3節(2))

- 市町村（都道府県）は、平常時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、NPO・ボランティア等と協力して、発災時の防災ボランティアとの連携について検討するものとする。
- 国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会及びNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。
- 国〔内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省等〕及び市町村（都道府県）は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。

市町村「地域防災計画」

～防災基本計画に基づき、市町村における計画を作成（災害基本法第42条）～

- 各市町村策定の計画において、ボランティア活動の環境整備として、「社会福祉協議会やNPO等との連携」「中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築」などを掲げている。